

石綿を使用している工作物に係る大気汚染防止法施行令等の改正案に対する御意見と対応の考え方

	御意見の概要	対応の考え方
特定粉じん排出等作業の対象範囲の拡大		
1	<p>労働安全衛生法や石綿規則では、9月1日より、石綿含有率が0.1パーセントに強化されますが、それとのリンクも気になるところです。現行の大防法規制対象は1パーセント重量で運用していますが、これが0.1パーセントに強化されると、さらに多くの解体工事が法対象となります。そのへんのリンクの可能性も含めて、お考えいただきたいと思ます。</p>	<p>労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の改正により石綿含有率が0.1%超えに変更になる場合は、その運用方針も見ながらできるだけあわせてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>これまで一部地方自治体が、独自に条例で規制を行っていた「その他工作物」を建築物と同様の規制対象とすることは評価したい。しかし、アスベストは、これまで吸音材・強化材等としても利用されており、さらに非建設材料であっても、建築物等の配電盤（電気絶縁版）などで利用されてきた。建築物その他の工作物の解体等の作業については、さらに幅広く規制すべきである。</p> <p>特定粉じん（石綿）を発生し、又は飛散させる原因となる特定建築物材料として、「吹きつけ石綿、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐熱被覆材」が設定されているが、「その他工作物」には、煙突等も含まれることから、これに アスベスト形成板 アスベストセメント材 を加え、規制の実効性を高める必要がある。</p>	<p>学識経験者、建築の専門家、行政関係者及び解体作業等の実態を熟知されている方々で構成された「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」では、石綿含有吹付け材や石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材に比べると、その他の石綿含有成形板は解体時等における大気環境への飛散の程度は少ないものと考えられたところ（平成17年11月）です。このため、その他の石綿含有成形板については特定建築材料には含めないこととしております。</p> <p>ただし、解体等に伴い石綿の飛散がまったくないわけではありませんので、さらに情報収集に努めるとともに、大気汚染防止法による規制対象とはしないまでも、解体時等において作業者が丹念にとりはずしを行うなどの措置や散水を行うなどの措置が進むよう、建築物の解体等に係る飛散防止対策マニュアルに記載したところであり、今後も都道府県等を通じ、広く周知してまいりたいと考えております。</p>
3	<p>・ 発塵性の高い非飛散性石綿含有建材について</p> <p>今回の改正案においては、飛散性建材および準飛散性建材を対象とした改正案となっておりますが、非飛散性建材の中でも、石綿含有ロックウール吸音板のように、発塵性の高いものについては、特定建築材料に区分すべきではないかと考え検討をお願いします。</p>	
4	<p>「建築物その他の工作物」という、固定されている物のみが対象物となっており、陸・海・空の交通手段に使う、車輛・船舶・航空機等が含まれていません。将来これからの解体処分時には本法律案で規制対象外となり、届出が不必要であるばかりでなく、解体時の石綿処理がなごりにされる恐れが生じかねません。</p> <p>なんとしても、今回の改正に「船舶・車輛等」を改正項目に盛り込みくださいますよう、意見申し上げます。</p>	<p>建築物のみならず、工作物においても飛散性の高い吹付け石綿等の特定建築材料が多量に使われ、今後、大気環境への汚染を引き起こすおそれの高い解体等作業が増加する見込みであることから、建築物に、その他の工作物を規制対象として追加することとしました。</p>
その他		
5	<p>石綿分析業者より0.1%を超えて含有するものを判別するためには、以下のような試料の前処理や設備投資が必要であるとの提案を受けております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ぎ酸濃度及び攪拌回数の増加 (弱酸である蟻酸によりアスベストを溶解することなく、妨害物質を取り除くため) 2. ひる石を含有する試料は化学処理を行う。 3. 走査型電子顕微鏡(2000倍)により石綿繊維粒子を確認する。 <p>これだけの手間を掛け、かつ、大規模な設備を有する一部の業者に委託していくことが、本当に必要なのでしょうか。</p> <p>また、再検査が必要となった場合、かかる費用に再度、市費を充当することを議会に了解を得ることは、難しいものと考えられます。</p> <p>更に、アスベストに関する対策は全て完了したと発表した直後に、再度調査を行うということは、学校に通う子どもやPTA、教職員へ大きな不安を与えるものと考えられます。</p>	<p>大気汚染防止法では建築材料の事前調査の義務規定を設けていませんが、石綿障害予防規則第3条の事前調査によって届出の判断がなされていることが実態であると認識しております。</p> <p>労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の改正により石綿含有率が0.1%超えに変更になる場合は、その運用方針も見ながらできるだけあわせてまいりたいと考えております。</p>

6	<p>・事前調査の精度向上と情報公開について</p> <p>現在、工事現場の前をあるいてみると、「大気環境中への石綿(アスベスト)の飛散防止対策の徹底と実施内容の掲示について(通知)」(平成17年8月9日付 環管大発第050809001号 環境省環境管理局长通知)に準拠した掲示が為されているところは非常に少ない印象です。現場によっては、掲示の全く見られないところや、吹付け岩綿の分析結果1検体を提示し、アスベストはありませんとしているところも見受けられます。</p> <p>これは、ずさんな事前調査が行なわれている結果と思われる、立入検査の範囲の拡大だけでなく、このような現場に対しての立入検査の強化と、事前調査のきちんとした実施が為され、きちんとした飛散防止策が為されるよう改正の中でご検討をお願いします。</p>	<p>大気汚染防止法では建築材料の事前調査の義務規定を設けていませんが、石綿障害予防規則第3条の事前調査によって届出の判断がなされていることが実態であると認識しております。</p> <p>環境省としても、特定建築材料等の情報を「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」などを通じて事業者等に情報提供しているところですが、解体等に関する情報の共有化について関係機関との連携に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、平成18年3月1日以降、平成17年8月9日付け環管大発第050809001号の環境省環境管理局长通知を廃止し、当該掲示を大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業の作業基準に位置づけ、義務化したところでもあり、都道府県及び政令市を通じて作業基準の遵守の徹底を図ってまいりたいと考えております。</p>
7	<p>・事前調査の精度向上について</p> <p>今回の改正案においては、飛散性建材および準飛散性建材を対象とした改正案となっていますが、外壁材に使用されているサイディングボードなどは、近年のものでもクリソタイトを5%程度含有するものがある反面、解体現場での認知度が低く、アスベストとしての対処が為されていない現場も見受けられるため、これらのものに対する配慮についても、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>大気汚染防止法ではサイディングボードなどのその他の石綿含有成形板は、規制対象にしていません。また、大気汚染防止法では建築材料の事前調査の義務規定を設けていませんが、石綿障害予防規則第3条の事前調査によって届出の判断がなされていることが実態であると認識しております。</p> <p>環境省としては、特定建築材料だけでなく、その他の石綿含有成形板の情報も「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」などを通じて事業者等に情報提供しているところです。</p>
8	<p>石綿の測定方法に、まだ不備がある。先にJISが制定されたが、技術データの開示がない。</p> <p>最近環境石綿は、プラズマリアクターを用いて灰化して分散染色法による、測定方法が変わると言われているが、メンブランフィルターを灰化したときに、石綿が飛散しないというデータが何処にも提示されていない。また、分散染色の検鏡時の温度等屈折率の変化等、測定精度に係る基本的事項の内容に抜けが多すぎる。</p>	<p>環境中の石綿濃度の測定法に関し、分散染色法を採用するかどうかにつきまして、現在検討中であり、測定精度に係る事項について今後さらに精査していくこととしております。</p>